



平成18年 5月18日

各 位

会社名 日本電技株式会社

代表者名 代表取締役社長 島田惟一

(登録銘柄・コード1723)

問合せ先

管理本部長 山口 浩史

電話 03-5624-1100

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第47回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款について所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、第5条(公告方法)を電子公告に変更するものであります。
- (2) 単元未満株式の権利を合理的な範囲に限定するため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 取締役の解任要件が特別決議から普通決議に改められたことに伴い、経営の安定性を確保できるよう解任要件を従来どおりの特別決議とするため、第21条(解任方法)を新設するものであります。
- (5) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに書面または電磁的記録により決議があったものとみなすことを可能にするため、第26条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除することができるよう、第29条(取締役の責任免除)、第37条(監査役の責任免除)を新設するものであります。
また、社外監査役および会計監査人につきましては責任限定契約を締結することができるよう、第37条第2項、第6章会計監査人の責任および第38条(会計監査人の責任限定契約)を新設するものであります。
なお、取締役の責任免除の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (7) その他、会社法に基づき条文の整備および字句の修正ならびに条数の変更等、全般にわたり所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(みなし大会社に関する特例)</p> <p>第 5 条 当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 2 章第 2 節に規定する特例の適用を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行する株式の総数は、3,279万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</p> <p>2. 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 監査役</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) 監査役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,279万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>2. 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 9 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再発行、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再発行、その他株式に関する手続きおよびその手数料については取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者および議長) 第 13 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第 16 条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(招集権者および議長) 第 15 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 20 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 19 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により</u>、取締役社長 1 名のほか、必要に応じて、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を各若干名定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p style="text-align: center;">(解任方法)</p> <p>第 21 条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって</u>、取締役社長 1 名のほか、必要に応じて、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を各若干名定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として <u>当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 32 条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 37 条</u> 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人の責任</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p><u>(会計監査人の責任限定契約)</u></p> <p><u>第 38 条</u> 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p>
<p><u>(営業年度および決算期)</u></p> <p><u>第 33 条</u> 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を、決算期とする。</u></p> <p><u>(利益配当金)</u></p> <p><u>第 34 条</u> <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 35 条</u> 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第 36 条</u> <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>未払の利益配当金および中間配当金には、利息を付さないものとする。</u></p>	<p><u>(事業年度)</u></p> <p><u>第 39 条</u> 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第 40 条</u> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 41 条</u> 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間等)</u></p> <p><u>第 42 条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>前項の金銭には、利息を付けない。</u></p>

以 上